

第201回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和6年2月15日（木） 午後6時30分から午後6時55分

場 所： むつ市役所 大会議室

出席委員： 佐藤 節雄 瀬川 英之 高坂 恵美子 二本柳 信行
三上 史雄 榎 泉 田中 志昌 石山 毅憲
近原 芳栄 鹿内 徹 堀内 はつえ 中野 昌勝
(委員=12名)

関係部局： 菅原 典子（健康づくり推進部 部長）

畑中 美雅（健康づくり推進部 健康づくり推進監）

高橋 嘉美（健康づくり推進部 政策推進監）

池田 雅文（財務部 政策推進監）

事務局： 上林 啓史（国保年金課 課長） 野坂 ゆみ（国保年金課 総括主幹）

圓子 愛理（国保年金課 保健主任）

○事務局 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、令和5年度の補正予算、令和6年度の当初予算、第3期データヘルス計画について御審議いただくこととしております。どうぞよろしく願いいたします。

会長、皆様お揃いですので、会議の進行をお願いいたします。

○会長 皆様、本日はどうぞよろしく願いいたします。

ただ今から、第201回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の出席委員は、12名で定足数に達しております。

次に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、佐藤 節雄 委員を指名します。

それでは、案件に入ります。

本日の案件は、

1. 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
2. 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算（案）について
3. むつ市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について

の3件となっております。

それでは、案件1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは、令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、御説明申し上げます。

左上に、赤字で案件1と記載しております資料を御覧願います。

まず、補正予算の概要についてであります。上から2行目末尾から記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症の5類への移行等によりまして受診控えが回復し、医

療費が想定を上回って推移したことから療養給付費が不足する見込みとなったため、令和5年度予算を補正するものであります。

補正予算のポイントといたしましては、令和5年度の当初予算で一人あたりの療養給付費を285,262円と見込んでおりましたが、令和5年4月から12月までの9か月間の給付実績等から年間必要額を見込んだ結果、補正後の一人あたり療養給付費が297,248円となり、11,986円、4.2%増加しております。

平均被保険者数は当初予算編成時より減少する見込みでありますものの、一人あたり医療費が増加しているため、療養給付費全体では、1.1%増加するものと見込んでの補正となっております。

資料の右側に移りまして、補正予算の額についてであります。今回の補正は、3,475万6千円の増額となっております。歳出の第2款 保険給付費を賄うことができない可能性が生じたためのものでございます。これにつきましては、補正予算の概要にもございますように、増額分の財源は、全額が保険給付費等交付金により県から交付されるルールとなっております。歳入の第4款 県支出金も同額を増額し、令和5年度の予算総額は、54億5,983万3千円となります。

以上、案件1の説明となります。

○会 長 ただ今の事務局の説明について、皆様から質疑ございませんか。

保険給付費が増加しているための補正予算という内容でありまして、必要な分も県から交付される仕組みということです。皆様よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、これで案件1の審議を終了いたします。

それでは、次に案件2、令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局 それでは、令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算（案）について、御説明申し上げます。

左上に、赤字で案件2と記載しております資料を御覧願います。

1ページ目は、予算編成の基礎となります世帯数、被保険者数の推移について記載しております。むつ市国民健康保険の被保険者数は、平成17年3月の1市2町1村の合併後、最大で29,757人が加入していた時期もありますが、その後、減少を続けておりました。減少の幅は落ち着きつつありますものの、少子化や団塊世代の後期高齢者医療への加入など、この傾向は続くものと考えられます。

被保険者数の減少は、医療費の減の要因ともなりますが、税収の減にもつながるものでありますので、会計の上で重要なものとなります。

2ページをお開き願います。

まず、会計の概要についてでございますが、令和6年度の予算編成にあたりましては、財政運営の主体を担う青森県から示された数値を用いたほか、過去の実績等を踏まえ積算しております。予算の総額は、赤字で記載しておりますように、歳入歳出それぞれ、57億5,013万3千円を計上し、前年度比3億2,505万6千円、6.0%の増としております。

次に、予算編成のポイントであります。案件1の補正予算でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により受診動向が回復し、一人当たりの保険給

付費が増加しており、この傾向は令和6年度においては一層顕著になると考えまして、保険給付費を6.1%の増加としております。

同じ資料の右側に移りまして、歳入歳出の主な増減であります。歳入の第1款、国民健康保険税が被保険者数の減少等によりまして、1.5%の減。第4款、県支出金が、保険給付費の増に伴い、7.7%の増。第6款の繰入金、過去の実績を勘案して増額となっております。

歳出につきましては、第2款の保険給付費を6.1%の増。第3款の国民健康保険事業費納付金を、県から示された金額で6.1%の増としております。

3ページをお開き願います。

3ページは、歳入・歳出に係る令和6年度と令和5年度の款ごとの増減、構成比等を掲載しております。

歳入につきましては、第1款の国民健康保険税が1.5%の減、構成比では17.6%となっております。また、第4款の県支出金が7.7%の増、構成比では72.9%となっております。第1款の国民健康保険税と第4款の県支出金の2つで歳入全体の90.5%を占めております。

歳出につきましては、第2款の保険給付費が6.1%の増、構成比では70.8%となっております。また、第3款の国民健康保険事業費納付金が6.1%の増、構成比で26.1%となっております。第2款の保険給付費と第3款の国民健康保険事業費納付金の2つで歳出全体の96.9%を占めております。

歳出の70.8%を占めます。第2款の保険給付費について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳出のうち、構成比で70.8%、6.1%の増と見込んだ第2款の保険給付費であります。4ページに、過去の一人あたりの療養給付費の推移を掲載しております。

グラフの左が平成26年度の療養給付費となっております。右に向かって平成31年度まで一定の角度で上昇してはいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の流行と共に、令和2年度、令和4年度は大きく減少し、令和5年度には再度、増加しているのことがお判りいただけるかと存じます。

令和6年度の予算編成にあたりましては、平成27年度から平成31年度までの伸びを勘案し、青色の点線・矢印のように推移するものとして予算計上しております。

いずれにいたしましても、令和6年度が、新型コロナウイルス感染症の5類移行後初めての予算編成となりますので、今後の基準になるものと考えてございます。

なお、資料の下段に赤字で記載しておりますとおり、保険給付費は、平成30年度の県単位化に伴いまして、保険給付費等交付金普通交付金として県からほぼ全額が交付されることとなっておりますので、予算・決算上、保険給付費が増額となりましても会計への実質的な負担は生じないものへ変化してございます。

次に、歳出の26.1%を占めます。第4款の国民健康保険事業費納付金について御説明いたします。

5ページをお開き願います。

横長の棒グラフの上段、青色のグラフの中の左端が保険給付費、左から2番目の棒が、国民健康保険事業費納付金となります。

資料の下段に記載しておりますように、事業費納付金は、県の算定結果に基づき計上しています。

県から示された事業費納付金は、コロナ禍の受診控えの影響が小さくなること、被保険者数の減少が見込まれることから、前年度比 8,692万円、6.1%の増となりました。

納付の財源となります。歳入の第1款 国保税は、被保険者数の減少により前年度比1.5%の減と見込んでおりますが、低所得者の保険税軽減等に基づく保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金や保険給付費等交付金等の歳入と合わせますと、収支の均衡が保たれておりますことから、令和6年度において税率の改正は必要ないものと考えております。

事業費納付金について補足いたします。

6ページをお開き願います。

6ページは、国民健康保険事業費納付金の推移を表したグラフとなります。

資料の下段に記載しておりますように、医療給付費分（青色の線）の算定には、過去の医療費等が用いられておりますが、激変緩和のため県の国保会計の剰余金が充当され、納付金の大幅な上昇を抑えていると伺っております。また、グラフを見ますと、納付金全体での上昇幅は小さいようにも感じられますが、冒頭に平均被保険者数が減少していることをお話しさせていただきました。事業費納付金を被保険者数で割った、一人あたりの事業費納付金につきましては、平成30年度は114,780円でありましたが、令和6年度には144,800円となり上昇を続けております。

令和7年度以降も事業費納付金の増加は続く見込みでありまして、被保険者数の減少により税収は自然減となる見込みであることから、市の国保財政は楽観視できない状況にあるものと考えております。

最後に7ページをお開き願います。

7ページは参考資料となりますが、この表は、県が算定した、令和元年度から令和6年度までの市町村標準保険料率を掲載してございます。国保税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分から構成されておりますが、いずれの所得割率、応益割額ともに一定の変動が見られます。また、県が示す市町村標準保険料率は①の令和元年度から⑥の令和6年度に向かって上昇傾向にあります。

平成28年度に改定した現在のむつ市の国保税率等に迫っておりますので、一層、収支の均衡に注視していかなければならないものと認識しております。

以上が、総額57億5,013万3千円の令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算(案)の説明となります。

令和6年度において税率改正の必要はないと考えますものの、今後も被保険者数の減少等により、国保財政は楽観視できない状況にあり、慎重な対応が必要と認識してまいります。

案件2についての説明は、以上となります。

○会 長 ただ今の事務局の説明について、皆様から質疑ありませんか。

近原委員お願いします。

○近原委員 2ページの歳入の関係で、6款の繰入金、4千万近く伸びていますが、保険税の2割・5割の国の財政措置の関係ですが、被保険者数、納税義務者数も減っているのに伸びているのはどういう要因なのか教えてください。

○事務局 保険基盤安定繰入金等によるものですが、基盤安定繰入金につきましては、今年度、過去の実績等を踏まえ予算計上してございます。

○近原委員 増加要因というものは何かありますか。

○事務局 2ページの下段に記載しておりますように、軽減の基準となる所得基準の引き上げが予定されておりますので、その辺は軽減対象者の増の要因になるかと思えます。

○近原委員 歳出の3款、納付金に関連して、今年は15億461万9千円ということで県から示されたと思えますが、2月7日の新聞にも掲載されておりました。県が試算する段階で納付金総額が371億円になる前に28億2千万円ほどの財政調整基金を充当して急激な伸びを抑えた、平準化、激変緩和をしたということで、それがなければ399億円、400億円近い形になるということでありました。もし、激変緩和がなければ、今のむつ市の国保の事業費納付金は1億1千万円以上増える内容になっていますので、6年度は問題ないが、令和7年度以降、激変緩和に対する県の財政調整の措置がないとき、市の国保会計に財政不足が生じることが危惧されます。6年度中に税率を改定するか、財政調整交付金で対応するか検討しなければならないと思えます。その辺、考え方等お示してください。

○事務局 ありがとうございます。県では、県全体では約28億2千万円の財政調整基金を充当して、事業費納付金の算定を行っております。むつ市への具体的影響額は示されておませんが、来年度以降、それがなくなった場合には、事業費納付金に相当の影響を受けるものと考えられます。被保険者数の減少による税収の推移、令和5年度の決算、令和6年度の決算に十分注視しながら、令和7年度以降の現在保有している基金、税率のあり方について検討していかなければならないものと考えております。3月には改定された青森県国民健康保険運営方針が示される予定となっております。その中で、国民健康保険税の算定方式の見直しについても記載される予定となっておりますので、今後のあり方について一体的に検討してまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

○近原委員 わかりました。

○会長 令和5年度の決算、令和6年度の決算状況を注視しながら、令和7年度に向けて予算編成などを進めると思いますが、事務局はよろしく願いいたします。

他に質疑ございませんでしょうか。

質疑がないようですので、案件2についての審議を終了いたします。

○会長 それでは、案件3について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次の資料に移りたいと思えます。

左上に、案件3と記載された資料をご覧ください。

「むつ市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の策定について、御説明申し上げます。

前回、11月29日開催の第200回運営協議会におきまして、素案について御説明申し上げまして、委員の皆さまから御意見を頂戴し、1月15日から電子メールや各窓口へ用紙を備え付けることで、市民の皆様からの意見を募集するパブリックコメントを実施してまいりました。

2月13日でパブリックコメントの期間が終了し、皆様に資料をお送りした後に新たな意見等はございませんでしたので、今回お配りした資料を「素案」から「案」に変更させていただきたいと存じます。

1枚捲っていただきますと目次となりますが、前回の会議でもご説明申し上げましたとおり、第1章から第10章までで構成してございまして、もう1枚捲っていただいた、1ページの1計画の趣旨に記載しておりますとおり、全ての健康保険の保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けた取組が求められております。

本計画は、令和6年度から令和11年度まで6年間の計画となりまして、53ページに記載しておりますとおり、目指す姿を「平均自立期間の延伸」として、具体的な目標値を設定し、各事業に取り組んでいくこととしました。

54ページ以降に記載しております、重症化予防事業、生活習慣病発症予防事業など、これまで実施してきた事業を更に充実させまして、被保険者の皆様の健康の保持増進、生活の質の維持向上を図り、結果として、医療費の適正化に資することを目的に取り組んでまいります。

また、本日、追加で資料をお配りしてございます。お配りいたしました資料に、これまでに頂戴した本計画に対する意見等の概要と、それに対する考え方・対応をまとめております。

これまでに頂戴した意見の主な内容といたしましては、

- ・実施体制や関係者の連携に関するご意見。
- ・評価指標の設定に関するご意見。
- ・医療費適正化のための取組に対するご意見。
- ・事後指導の必要性、重要性に関するご意見。
- ・コロナ禍の受診動向に関するご意見。

などでありまして、多くの貴重なご意見、御助言をいただきましたことにお礼申し上げます。すでに修正が必要と考えられる箇所を加筆・修正し、先般、委員の皆さまに事前に送付させていただいております。

なお、第3期データヘルス計画の個別事業の実施にあたりましては、毎年度、各事業の評価を行い、次年度の保健事業の実施に反映させることとしておりますので、委員の皆さまには、引き続き、事業の運営、評価に対する御指導・御助言も賜りますようお願い申し上げます。

案件3についての説明は、以上となります。

○会 長 　ただ今、事務局から説明がありました。質疑ありませんか。
　　ございませんか。

ないようですが、事務局から話がありました計画ですが、今後も評価・評価を反映させると言うことで、皆様にも今後も御協力いただきたいとこのことですので、その際は御協力の程よろしく申し上げます。

質疑がないようですので、これで案件3の審議を終了いたします。

本日の案件は以上となりますが、委員の皆さまから、その他、何かありませんか。

ないので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事 務 局 　3件について御審議いただき大変ありがとうございました。

第3期データヘルス計画につきましては、更に精査させていただき若干の加筆・修正等が出てくると思いますが御了承願いたいと存じます。内部の事務的な手続きのあと、3月

頃にホームページ等で公表する予定としております。

また、本年3月頃、新しい青森県国民健康保険運営方針が示される予定となっております。また、国保税の算定方式の見直し等についても明記されている予定です。

次回の運営協議会は、5月中旬から下旬にかけて開催したいと考えておりました。5月の会議では、国保税の算定方式の見直し等について御説明できればと考えておりますので、引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

○会長 事務局から、データヘルス計画については加筆・修正もあるということでした。皆様には、御理解いただきたいと思っております。

次回の会議は5月を予定とのことですので、皆様よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

御協力、ありがとうございました。